

# 特定非営利活動法人くるりん labo 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人くるりん labo という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、子どもから高齢者まで、また障害の有無、家庭環境、社会的背景等にかかわらず、すべての人が自分らしく安心して暮らすことのできるインクルーシブな社会の実現を目指し、地域において、医療、福祉、教育、子育て、居場所づくり、体験活動等を通じた多様な学びと支え合いの機会を創出することにより、子どもの健全育成、社会教育の推進、人権の擁護及び地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 消費者の保護を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
  - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
  - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
  - ④ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
  - ⑤ 介護保険法に基づく施設サービス事業
  - ⑥ 高齢者、障害者、子ども及びその家族が地域で安心して暮らすための支援に関する事業
  - ⑦ 学校内外において、子どもから大人までが楽しみながら学びを深め、互いに学び合うことのできる社会教育の場を提供する事業
  - ⑧ 学校、地域、関係機関と連携し、出前授業、体験活動、ワークショップ、学習会等を実施する事業

- ⑨ 地域住民、町内会、関係団体等と協働した地域づくり及び地域活性化に関する事業
  - ⑩ 誰もが集える地域の居場所づくり及び地域交流を促進する事業
  - ⑪ 不登校児童生徒を中心としたフリースクールの運営及び、多様な学びと育ちの機会を提供する事業
  - ⑫ 子どもたちの経験格差の解消を目的として、学校内外を問わず、体験学習、自然体験活動、キャンプ、林間学校的活動その他の学びや経験の機会を提供する事業
  - ⑬ 年代、障害の有無、家庭環境等にかかわらず、誰もが自分らしく生きられるインクルーシブな社会の実現を目的とした啓発、相談及び支援に関する事業
  - ⑭ 産前産後期に不安や孤立を抱える妊産婦及びその家族を対象として、相談支援、居場所づくり、交流活動並びに身体づくりや健康増進に関する学習の機会を提供する事業
  - ⑮ エゾシカ問題等の地域課題を通じた学びや交流の機会の創出、及び地域資源を活用した食の支援に関する事業
  - ⑯ 地域のハンドメイド作家等と協働したマルシェの企画及び運営に関する事業
  - ⑰ 親子を対象とした食育の推進及び安全な食に関する啓発・学習の機会を提供する事業
  - ⑱ 学校、福祉事業所、医療機関、地域団体等との連携、協働及び支援に関する事業
- (2) その他の事業
- ① 会員相互の交流事業
  - ② 物品の販売
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び活動決算
  - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
  - (7) 入会金及び会費の額

- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。  
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。  
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項

- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	中 安 恭 平
副代表理事	吉 川 淳 也
副代表理事	佐 竹 か お り

監事

岡 美 香

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員入会金 0円  
正会員会費 5,000円(年額)
  - (2) 賛助会員入会金 0円  
賛助会員会費 団体 一口5,000円(年額)  
個人 一口1,000円(年額)

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人くるりん labo	
役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	中安 恭平		有
副代表理事	吉川 淳也		無
副代表理事	佐竹 かおり		無
監事	岡 美香		無

- 注 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません。
- 5 特定非営利活動促進法第 15 条の規定により、役員として理事 3 人以上、監事 1 人以上を置かなければなりません。また、定款に規定されている役員定数を遵守すること。
- 6 役員について、特定非営利活動促進法第 20 条に規定する「役員の欠格事由」に該当しないこと。また、特定非営利活動促進法第 21 条「役員の親族等の排除」の規定に違反しないこと。
- 7 監事は、理事又はその法人の職員を兼ねることはできません。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

私たちは、医療、福祉、教育、地域をつなぎ、年代や障害の有無、家庭環境、社会的背景等にかかわらず、誰もが自分らしくいられるインクルーシブな社会について、地域の人々とともに考え、実践していくことを目的として、特定非営利活動法人くるりん labo を設立する。

本法人が目指す「誰もが自分らしくいられるインクルーシブな社会」とは、特定の人だけが支援される社会ではなく、すべての人が互いの違いを尊重し、それぞれの強みを生かし合いながら、ともに暮らし、学び、支え合える社会である。そこでは、「支援する側」と「支援される側」という一方向の関係ではなく、誰もが地域の一員として役割を持ち、関わり合いながら生きることが大切にされる。

本法人は、医療的ケア児や障害のある子ども、高齢者、子育て家庭、不登校の子ども、困難を抱える人々など、多様な背景をもつ人々が、地域の中で分断されることなく、ともに過ごし、ともに学び、ともに育ち合える環境をつくることを目指す。そのために、障害福祉サービスの提供にとどまらず、社会教育、居場所づくり、地域交流、体験活動、啓発活動などを通じて、医療・福祉・教育・地域を横断的につなぐ役割を担う。

また、専門職による支援だけでなく、地域住民、企業、学校、行政、NPO 等の多様な主体が協働し、対話と実践を重ねながらインクルーシブな社会を地域全体で育てていくことが不可欠であると考えている。本法人は、そのための「安心の場」「学び合いの場」「つながりの拠点」となり、誰もが自分らしく生きられる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### 2 申請に至るまでの経過

設立代表者は、理学療法士として医療法人に勤務し、人工呼吸器や経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とする重度障害児やその家族に16年間関わってきた。医療の現場で接する子どもたちは、重い障害があっても、理解や表出が全くできないわけではなく、楽しいときは普段と違った表情を見せ、何かを伝えたいときなどは目や指先を動かすなどをし「健常な子」と変わらずしっかりと反応を示すことが多い。むしろ、普段見せないその小さな変化が周囲の人たちに幸せや温かさをもたらす特別な魅力を持っている。

一方で、医療的ケア児をはじめとする障害のある子どもたちの生活の場は、病院、特別支援学校、福祉事業所といった、支援を必要とする人だけが集まる場所に限定されがちであり、「地域の子どもの一人」として育つ機会が少ないという現実がある。この状況は、子どもたちの可能性を狭めるだけでなく、地域社会における分断を生み、「支援する側」と「支援される側」という固定的な関係を強めてしまう要因にもなっている。

こうした問題意識のもと、医療者としての専門的支援に加え、地域全体でともに生きる社会を築く必要性を強く感じ、社会教育の視点から「誰もが自分らしくいられるインクルーシブな社会について、みんなで考える」ことを理念に掲げ、任意団体くるりん labo として活動を開始した。

これまで、町内会、小学校、大学、企業、市民団体等と協働し、医療的ケア児や障害のある子どもも、地域の子どもも、高齢者も、ともに参加できるイベントや学びの場を企画・運営してきた。町内会と連携したスポーツ大会や夏祭り、大学と協働したロケット教室、市民団体と協働したマルシェ、イオン北海道株式会社と協働した子ども向けイベントなどを通して、障害の有無にかかわらず自然に関わり合う場が生まれ、地域の中に「ともに楽しみ、ともに考える」文化が少しずつ育まれてきた。

これらの活動を通して、インクルーシブな社会は専門職だけでつくるものではなく、地域の人々一人ひとりが当事者として関わり合うことで初めて実現するものであり、そのためには人と人、地域と地域をつなぐ「場」と「仕組み」が不可欠であることを確信するに至った。

今後は、医療、福祉、教育、地域を横断して継続的に活動を展開し、居場所づくり、学びの場の提供、相談支援、体験活動、地域協働の推進等を安定的に行うため、法人格を取得し、公共性・信頼性を備えた組織として活動基盤を確立する必要があると判断した。

以上の理由から、ここに特定非営利活動法人くるりん labo を設立し、地域とともにインクルーシブな社会の実現に向けた取り組みを一層推進していくものである。

令和7年12月24日

特定非営利活動法人くるりん labo

設立代表者 住所

氏名 中安 恭平

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人くるりん labo

1 事業実施の方針

- ・本法人は、年代、障害の有無、家庭環境、社会的背景等の違いにかかわらず、誰もが自分らしく安心して暮らし、学び、社会参加できるインクルーシブな地域社会の実現を目的とし、福祉、医療、教育、子育て、社会教育、地域づくりの分野を横断した事業を総合的に展開する。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援</li> <li>・医療型児童発達支援</li> <li>・放課後等デイサービス</li> <li>・居宅訪問型児童発達支援</li> <li>・保育所等訪問支援</li> </ul>	本事業年度は実施予定なし	—	—
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護</li> <li>・重度訪問介護</li> <li>・生活介護</li> <li>・就労継続支援</li> </ul>	本事業年度は実施予定なし	—	—

③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業	・移動支援	本事業年度は実施予定なし	—	—
④介護保険法に基づく居宅サービス事業	・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・訪問介護	本事業年度は実施予定なし	—	—
⑤介護保険法に基づく施設サービス事業	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設	本事業年度は実施予定なし	—	—
⑥高齢者、障害者、子ども及びその家族が地域で安心して暮らすための支援に関する事業	・高齢者、障害者、子ども及びその家族が地域で安心して生活できるよう、集合住宅及び多世代シェアハウス等の居住支援拠点を福祉的観点から運営し、見守り及び地域交流の促進を図る。	本事業年度は実施予定なし	—	—
⑦学校内外において、子どもから大人までが楽しみながら学びを深め、互いに学び合うことのできる社会教育の場を提供する事業	・地域や企業と協働し、子どもから大人までが楽しみながら互いに学び合える活動やイベントを実施し、実践を通して参加者及び協働団体とともにインクルーシブ社会の意義を体感する機会を提供する。  具体的には、 ・発想力☆むげん研究部 ・ロケット教室 を開催する。	【発想力☆むげん研究部】 (A)年12回(毎月開催) (B)イオン札幌手稲駅前店1階屋内ひろば (C)6人  【ロケット教室】 (A)10月 (B)北海道科学大学 (C)8人	(D)子ども、保護者、地域住民 (E)250~300名程度  (D)子ども、保護者、地域住民 (E)30名程度	150  100
⑧学校、地域、関係機関と連携し、出前授業、体験活動、ワークショップ、学習会等を実施する事業	・コミュニティスクール及び地域学校協働活動を通じ、学校や地域と連携し、出前授業、体験学習、ワークショップ、学習会等を実施し、福祉、医療、食育、環境、人権、地域づくり等をテーマとした実践的な学びの機会を提供する。	(A)通年 (B)手稲鉄北小学校及び前田中学校 (C)3人	(D)手稲鉄北小学校児童、前田中学校生徒、その保護者及びきょうだい (E)100人程度(／回)	100

<p>⑨地域住民、町内会、関係団体等と協働した地域づくり及び地域活性化に関する事業</p>	<p>・町内会、自治会、NPO、企業、行政、高校、大学等と協働し、地域行事、防災訓練、世代間交流事業、地域課題解決型ワークショップ等を実施し、住民主体の地域づくりと活性化を推進する。</p>	<p>(A)年数回 (B)札幌市内各地域 (C)3人</p>	<p>(D)協働、支援を必要とする地域団体等 (E)3団体程度</p>	<p>0</p>
<p>⑩誰もが集える地域の居場所づくり及び地域交流を促進する事業</p>	<p>・子ども、高齢者、障害者、子育て世代等が気軽に集える地域の居場所を開設し、地域食堂、交流会、相談会、学習会等を通じて孤立防止と地域のつながりづくりを行う。</p>	<p>本事業年度は実施予定なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>⑪不登校児童生徒を中心としたフリースクールの運営及び、多様な学びと育ちの機会を提供する事業</p>	<p>・不登校児を中心としたフリースクールを運営し、一人ひとりの特性や状況に応じた学習支援、体験活動、社会性育成支援、進路相談等を行い、多様な学びと育ちの場を提供する。</p>	<p>本事業年度は実施予定なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>⑫子どもたちの経験格差の解消を目的として、学校内外を問わず、体験学習、自然体験活動、キャンプ、林間学校的活動その他の学びや経験の機会を提供する事業</p>	<p>・キャンプ、自然体験、文化体験、職業体験、学校への出前授業等を実施し、家庭環境等による体験機会の格差を解消し、非認知能力や社会性の育成を図る。</p>	<p>本事業年度は実施予定なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>⑬年代、障害の有無、家庭環境等にかかわらず、誰もが自分らしく生きられるインクルーシブな社会の実現を目的とした啓発、相談及び支援に関する事業</p>	<p>・インクルーシブにおける講演会、研修会、実践報告、学会発表等を通じ、啓発活動を実施する。</p>	<p>(A)随時 (B)社会教育研究全国集会、北海道生涯学習研究集会、医療系の学会等 (C)1~3人</p>	<p>(D)地域住民、当事者、支援者 (E)不特定多数</p>	<p>0</p>

<p>⑭産前産後期に不安や孤立を抱える妊産婦及びその家族を対象として、相談支援、居場所づくり、交流活動並びに身体づくりや健康増進に関する学習の機会を提供する事業</p>	<p>・妊産婦及びその家族を対象に、相談支援、交流会（オンラインも含む）、居場所づくり、産後の身体づくり、リハビリ・運動指導、育児不安軽減のための学習会等を実施する。</p>	<p>本事業年度は実施予定なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>⑮地域資源を活用した鹿肉の販売等による食の支援及び地域経済の活性化に関する事業</p>	<p>・地域資源である鹿肉等を活用した食品の販売及び加工品の開発を行い、食の支援、食育、環境保全意識の向上及び地域経済の活性化を図る。</p>	<p>本事業年度は実施予定なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>⑯地域のハンドメイド作家等と協働したマルシェの企画及び運営に関する事業</p>	<p>・地域のハンドメイド作家、福祉事業所、農業者等と協働し、マルシェを企画・運営することで、交流促進、就労支援、地域経済活性化を図る。</p>	<p>(A) 年一回 (B) やわらぎ齋場 豊平 (C) 20 人</p>	<p>(D) 地域住民 (E) 300～400 名程度</p>	<p>150</p>
<p>⑰親子を対象とした食育の推進及び安全な食に関する啓発・学習の機会を提供する事業</p>	<p>・親子を対象とした料理教室、講座、体験学習等を通じ、栄養、食の安全、地産地消、命の大切さについて学ぶ機会を提供する。</p>	<p>本事業年度は実施予定なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>⑱学校、福祉事業所、医療機関、地域団体等との連携、協働及び支援に関する事業</p>	<p>・学校、福祉事業所、医療機関、行政、地域団体等と連携し、ケース会議、合同研修、協働事業の企画運営を行い、包括的な支援体制と地域ネットワークを構築する。</p>	<p>本事業年度は実施予定なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①会員相互の 親睦会の開催	・会員相互の意見交換のため、 親睦会を開催する。	(A) 年1~2回 (B) 札幌市内 (C) 10人	50
②物品の販売	・福祉関連用品、ハンドメイド作品、鹿肉製品、オリジナルグッズ等の販売を通じて、活動の周知と自主財源の確保を図る。	(A) 随時 (B) イベント会場等 (C) 地域住民、子ども、福祉サービス利用者、支援団体等のイベント参加者	0

記載例(法第10条第1項第7号関係)

令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人くるりん labo

1 事業実施の方針

- ・本法人は、年代、障害の有無、家庭環境、社会的背景等の違いにかかわらず、誰もが自分らしく安心して暮らし、学び、社会参加できるインクルーシブな地域社会の実現を目的とし、福祉、医療、教育、子育て、社会教育、地域づくりの分野を横断した事業を総合的に展開する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童発達支援</li><li>・医療型児童発達支援</li><li>・放課後等デイサービス</li><li>・居宅訪問型児童発達支援</li><li>・保育所等訪問支援</li></ul>	本事業年度は実施予定なし	—	—
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・居宅介護</li><li>・重度訪問介護</li><li>・生活介護</li><li>・就労継続支援</li></ul>	本事業年度は実施予定なし	—	—

③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業	・移動支援	本事業年度は実施予定なし	—	—
④介護保険法に基づく居宅サービス事業	・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・訪問介護	本事業年度は実施予定なし	—	—
⑤介護保険法に基づく施設サービス事業	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設	本事業年度は実施予定なし	—	—
⑥高齢者、障害者、子ども及びその家族が地域で安心して暮らすための支援に関する事業	・高齢者、障害者、子ども及びその家族が地域で安心して生活できるよう、集合住宅及び多世代シェアハウス等の居住支援拠点を福祉的観点から運営し、見守り及び地域交流の促進を図る。	本事業年度は実施予定なし	—	—
⑦学校内外において、子どもから大人までが楽しみながら学びを深め、互いに学び合うことのできる社会教育の場を提供する事業	・地域や企業と協働し、子どもから大人までが楽しみながら互いに学び合える活動やイベントを実施し、実践を通して参加者及び協働団体とともにインクルーシブ社会の意義を体感する機会を提供する。  具体的には、 ・発想力☆むげん研究部 ・ロケット教室 を開催する。	【発想力☆むげん研究部】 (A)年12回（毎月開催） (B)イオン札幌手稲駅前店1階屋内ひろば (C)6人  【ロケット教室】 (A)10月 (B)北海道科学大学 (C)8人	(D)子ども、保護者、地域住民 (E)250～300名程度  (D)子ども、保護者、地域住民 (E)30名程度	150  100
⑧学校、地域、関係機関と連携し、出前授業、体験活動、ワークショップ、学習会等を実施する事業	・コミュニティスクール及び地域学校協働活動を通じ、学校や地域と連携し、出前授業、体験学習、ワークショップ、学習会等を実施し、福祉、医療、食育、環境、人権、地域づくり等をテーマとした実践的な学びの機会を提供する。	(A)通年 (B)手稲鉄北小学校及び前田中学校 (C)3人	(D)手稲鉄北小学校児童、前田中学校生徒、その保護者及びきょうだい (E)100名程度（／回）	100

<p>⑨地域住民、町内会、関係団体等と協働した地域づくり及び地域活性化に関する事業</p>	<p>・町内会、自治会、NPO、企業、行政、高校、大学等と協働し、地域行事、防災訓練、世代間交流事業、地域課題解決型ワークショップ等を実施し、住民主体の地域づくりと活性化を推進する。</p>	<p>(A)年数回 (B)札幌市内各地域 (C)3人</p>	<p>(D)協働、支援を必要とする地域団体等 (E)3団体程度</p>	<p>0</p>
<p>⑩誰もが集える地域の居場所づくり及び地域交流を促進する事業</p>	<p>・子ども、高齢者、障害者、子育て世代等が気軽に集える地域の居場所を開設し、地域食堂、交流会、相談会、学習会等を通じて孤立防止と地域のつながりづくりを行う。</p>	<p>本事業年度は実施予定なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>⑪不登校児童生徒を中心としたフリースクールの運営及び、多様な学びと育ちの機会を提供する事業</p>	<p>・不登校児を中心としたフリースクールを運営し、一人ひとりの特性や状況に応じた学習支援、体験活動、社会性育成支援、進路相談等を行い、多様な学びと育ちの場を提供する。</p>	<p>本事業年度は実施予定なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>⑫子どもたちの経験格差の解消を目的として、学校内外を問わず、体験学習、自然体験活動、キャンプ、林間学校的活動その他の学びや経験の機会を提供する事業</p>	<p>・キャンプ、自然体験、文化体験、職業体験、学校への出前授業等を実施し、家庭環境等による体験機会の格差を解消し、非認知能力や社会性の育成を図る。</p>	<p>本事業年度は実施予定なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>⑬年代、障害の有無、家庭環境等にかかわらず、誰もが自分らしく生きられるインクルーシブな社会の実現を目的とした啓発、相談及び支援に関する事業</p>	<p>・インクルーシブにおける講演会、研修会、実践報告、学会発表等を通じ、啓発活動を実施する。</p>	<p>(A)随時 (B)社会教育研究全国集会、北海道生涯学習研究集会、医療系の学会等 (C)1~3人</p>	<p>(D)地域住民、当事者、支援者 (E)</p>	<p>0</p>

<p>⑭産前産後期に不安や孤立を抱える妊産婦及びその家族を対象として、相談支援、居場所づくり、交流活動並びに身体づくりや健康増進に関する学習の機会を提供する事業</p>	<p>・妊産婦及びその家族を対象に、相談支援、交流会（オンラインも含む）、居場所づくり、産後の身体づくり、リハビリ・運動指導、育児不安軽減のための学習会等を実施する。</p>	<p>本事業年度は実施予定なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>⑮地域資源を活用した鹿肉の販売等による食の支援及び地域経済の活性化に関する事業</p>	<p>・地域資源である鹿肉等を活用した食品の販売及び加工品の開発を行い、食の支援、食育、環境保全意識の向上及び地域経済の活性化を図る。</p>	<p>本事業年度は実施予定なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>⑯地域のハンドメイド作家等と協働したマルシェの企画及び運営に関する事業</p>	<p>・地域のハンドメイド作家、福祉事業所、農業者等と協働し、マルシェを企画・運営することで、交流促進、就労支援、地域経済活性化を図る。</p>	<p>(A) 年一回 (B) やわらぎ斎場 豊平 (C) 20人</p>	<p>(D) 地域住民 (E) 300~400名程度</p>	<p>150</p>
<p>⑰親子を対象とした食育の推進及び安全な食に関する啓発・学習の機会を提供する事業</p>	<p>・親子を対象とした料理教室、講座、体験学習等を通じ、栄養、食の安全、地産地消、命の大切さについて学ぶ機会を提供する。</p>	<p>本事業年度は実施予定なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>⑱学校、福祉事業所、医療機関、地域団体等との連携、協働及び支援に関する事業</p>	<p>・学校、福祉事業所、医療機関、行政、地域団体等と連携し、ケース会議、合同研修、協働事業の企画運営を行い、包括的な支援体制と地域ネットワークを構築する。</p>	<p>本事業年度は実施予定なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①会員相互の 親睦会の開催	・会員相互の意見交換のため、 親睦会を開催する。	(A) 年1~2回 (B) 札幌市内 (C) 10人	50
②物品の販売	・福祉関連用品、ハンドメイド作品、鹿肉製品、オリジナルグッズ等の販売を通じて、活動の周知と自主財源の確保を図る。	(A) 随時 (B) イベント会場等 (C) 地域住民、子ども、福祉サービス利用者、支援団体等のイベント参加者	0

(法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」)

設立当初の事業年度 活動予算書  
法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人くるりんlabo  
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000	0	50,000
賛助会員受取会費	0	0	0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	0
施設等受入評価益	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	300,000	0	300,000
4. 事業収益			
講師謝金	50,000	0	50,000
ロケット教室	50,000	0	50,000
地域学校協働活動	100,000	0	100,000
フェスタ	50,000	50,000	100,000
5. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	600,000	50,000	650,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	0	50,000	50,000
旅費交通費	100,000	0	100,000
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
消耗品費	350,000	0	350,000
印刷製本費	40,000	0	40,000
通信費	10,000	0	10,000
その他経費計	500,000	50,000	550,000
事業費計	500,000	50,000	550,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	50,000	0	50,000
旅費交通費	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
消耗品費	50,000	0	50,000
その他経費計	100,000	0	100,000
管理費計	100,000	0	100,000
経常費用計	600,000	50,000	650,000
当期経常増減額	0	0	0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	0	0	0
設立時正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	0	0	0

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。

(法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」)

令和9年度 活動予算書  
 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで  
 特定非営利活動法人くくりんlabo  
 (単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000	0	50,000
賛助会員受取会費	0	0	0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	0
施設等受入評価益	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	300,000	0	300,000
4. 事業収益			
講師謝金	50,000	0	50,000
ロケット教室	50,000	0	50,000
地域学校協働活動	100,000	0	100,000
フェスタ	50,000	50,000	100,000
5. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	600,000	50,000	650,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	0	50,000	50,000
旅費交通費	100,000	0	100,000
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
消耗品費	350,000	0	350,000
印刷製本費	40,000	0	40,000
通信費	10,000	0	10,000
その他経費計	500,000	50,000	550,000
事業費計	500,000	50,000	550,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	50,000	0	50,000
旅費交通費	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
消耗品費	50,000	0	50,000
その他経費計	100,000	0	100,000
管理費計	100,000	0	100,000
経常費用計	600,000	50,000	650,000
当期経常増減額	0	0	0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	0	0	0

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。